

第6回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年3月24日(火) 17:15~
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (2) 公立学校の休業措置等について
- (3) 県主催イベント等の今後の対応について
- (4) その他

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】新型コロナウイルス感染症対策について

【資料2】新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言を受けた県の対応

【資料3】公立学校の休業措置等について

【資料4】県主催イベント等の今後の対応について

【資料5】新型コロナウイルス感染症に関する各部局の取組【概要】

第6回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓

	鈴木副知事 (副本部長)	知事 (本部長)	井出副知事 (副本部長)		
警察本部長	○		○	アドバイザー (福島県立医科大学)	○ 次 長
総務部長	○		○	教 育 長	○ 地域医療課長
企画調整部長	○		○	危機管理部長	○ 地域医療課主幹
保健福祉部長	○		○	生活環境部長	○ 地域医療課主任
農林水産部長	○		○	商工労働部長	○ 県民健康調査課主幹
出納局長	○		○	土木部長	
病院局長	○		○	企業局長	
文化スポーツ局長	○		○	避難地域復興局長	
観光交流局長	○		○	こども未来局長	
			○	原 子 力 損 害 対 策 事 担	

報道機関スス

入 口

9面マルチディスプレイ

システム機器類
(TV会議装置等)

第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議名簿

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀 雅雄	
2		副知事	鈴木 正晃	
3		副知事	井出 孝利	
4	総務部	部長	佐藤 宏隆	
5	危機管理部	部長	成田 良洋	
6	企画調整部	部長	佐竹 浩	
7	避難地域復興局	局長	安齋 浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地 誠	
9	生活環境部	部長	大島 幸一	
10	保健福祉部	部長	戸田 光昭	
11	子ども未来局	局長	佐々木 秀三	
12	商工労働部	部長	金成 孝典	
13	観光交流局	局長	宮村 安治	
14	農林水産部	部長	松崎 浩司	
15	土木部	部長	猪股 慶藏	
16	出納局	局長	阿部 雅人	
17	原子力損害対策担当	理事事	五十嵐 俊夫	
18	企業局	局長	吉田 孝	
19	病院局	局長	河原田 浩喜	
20	教育委員会	教育長	鈴木 淳一	
21	警察本部	本部長	林 学	
○	福島県感染症対策 アドバイザー	県立医科大学教授	金光 敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	保健福祉部	次長 (健康衛生担当)	高野 武彦	
2	保健福祉部地域医療課	課長	三浦 爾	
3	保健福祉部地域医療課	主幹兼副課長	吾妻 正明	
4	保健福祉部地域医療課	主幹	本田 あゆみ	
5	保健福祉部地域医療課	専門保健技師	菊地 陽子	
6	保健福祉県民健康調査課	主幹	金成 由美子	

新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年3月24日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現状

(1) 感染状況

① 国内の感染状況

(単位 人)

都道府県名	患者数	うち死亡者数
北海道	161	6
愛知県	134	16
東京都	132	4
大阪府	113	2
兵庫県	83	6
神奈川県	67	4
埼玉県	45	1
千葉県	42	0
その他	167	2
合計	944	41

※ チャーター便帰国者11名、空港検疫5名、クルーズ船乗員・乗客712名（死者者8名）を除く。

※ 令和2年3月23日12時時点（厚生労働省発表）

② 県内の感染状況

2人 (3/7 : 1名確認。現在入院中、3/14 : 1名確認。現在入院中)

※ クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」乗船者の県内受入患者(7名)
については、3月18日13時をもって全て退院。

(2/26 :1名退院、3/2 :1名退院、3/5 :2名退院、3/7 :2名退院、3/18 :1名退院)

(2) 検査の状況（県内発生分）

(令和2年3月23日現在) (単位 人)

検査実施人数 (1/26~3/23)	陽性者数 (累計)	退院	入院中
164	2	0	2

※ 福島市保健所における検査5件を含む。

※ クルーズ船からの県内受入患者の検査状況(令和2年3月23日現在)

検査件数 41 件 (2/18~3/16 実施分) → 陽性 24 件、陰性 17 件

(3) 相談対応の状況

- ① 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数
 (令和2年3月23日現在) (単位：件)

1/29 ～2/1	2/2 ～2/8	2/9 ～2/15	2/16 ～2/22	2/23 ～2/29	3/1 ～3/7	3/8 ～3/14	3/15 ～3/21	3/22～	合計
<u>72</u>	<u>49</u>	<u>33</u>	<u>216</u>	<u>198</u>	<u>164</u>	<u>184</u>	<u>142</u>	<u>24</u>	<u>1,082</u>

(参考) 保健所の相談対応数

1/29 ～2/1	2/2 ～2/8	2/9 ～2/15	2/16 ～2/22	2/23 ～2/29	3/1 ～3/7	3/8 ～3/14	3/15 ～3/21	3/22～	合計
<u>154</u>	<u>164</u>	<u>124</u>	<u>541</u>	<u>725</u>	<u>753</u>	<u>760</u>	<u>606</u>	<u>98</u>	<u>3,925</u>

- ② 帰国者・接触者相談センター(県内9カ所)相談件数

(令和2年3月23日現在) (単位：件)

1/29 ～2/1	2/2 ～2/8	2/9 ～2/15	2/16 ～2/22	2/23 ～2/29	3/1 ～3/7	3/8 ～3/14	3/15 ～3/21	3/22～	合計
	<u>1</u>	<u>16</u>	<u>122</u>	<u>204</u>	<u>262</u>	<u>383</u>	<u>286</u>	<u>79</u>	<u>1,353</u>

2 国等の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定することを閣議決定。2月1日に関係政令施行。
- 1月30日 内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部設置。
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策を決定。
- 1 帰国者等への支援
 - 2 国内感染症対策の強化
 - 3 水際対策の強化
 - 4 影響を受ける産業等への緊急対応
 - 5 國際連携の強化等
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- 2月26日 全国規模のイベントについて、今後2週間、中止、延期、規模縮小等の対応を要請。
- 2月28日 全国すべての学校等に対し3月2日から春休みまでの臨時休業を要請。
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策（第2弾）を決定。併せて全国の大規模なイベント自粛を10日間程度継続するよう要請。
- 3月13日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法成立。新型コロナウイルス感染症に同法の規定を適用。

3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部において、海外への渡航の必要性についての注意喚起、小口資金の対象拡大、公共料金や国税・社会保険料の猶予を決定。

3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、イベント自粛、学校休業等の対策は効果があつたが、クラスターの大規模化や患者の急激な増加（オーバーシュート）に備える必要があると分析。学校を中心とした活動については、地域ごと感染状況別の対応を検討するよう提言。

3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の見解を踏まえ、クラスター対策の抜本的な強化及び重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備に取り組む。国民に、換気が悪く、多くの人が密集し、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が重なる場を避ける行動を要請。大規模イベントについては、主催者がリスクを判断して慎重に対応し、開催の判断の際には感染リスクへの対応を整えることを求める。

3 市町村の対応状況

- 52市町村で対策本部を設置済（3/17）。未設置の市町村においても既存の会議で対応中。
- 住民への情報発信、マスク不足や学校休業に伴う対応などに取り組んでいる。

4 県の対応状況

【対策本部員会議】

1月29日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

2月21日 第2回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

2月27日 第3回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を決定。「集団発生の防止」「重症者対策」「流行期に備えた体制整備」について、必要な体制強化を図る。
- ・ 県主催のイベント等に関する「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」を決定（適用期間：2/28～3/15）。

3月 7日 第4回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 県内患者一例目の発生を受けて、知事メッセージ発出

3月13日 第5回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の対応について説明。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」の適用期間を3月末まで延長。

3月15日 二例目の発生を受け、県中地域本部会議開催。

【県対応方針に基づく取組状況】

※**集団**：集団発生の防止 **重症者**：重症者対策 **流行期**：流行期に備えた体制整備

(1) 感染拡大防止対策

① マスク、消毒液等の確保対策等 **集団**

- ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関や介護施設等に対して、県で備蓄していたマスクや防護服を提供。
- ・ 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知。(2/25)
- ・ 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止対策の徹底を部長通知(3/8)。また、市町村に対しても同様に協力依頼(3/9)。
- ・ 高齢者施設等における感染症防止の対策の更なる徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染症防止の対策事例の共有等に関する部長通知を発出(3/19)
- ・ 国から提供された医療機関用マスク約28,000枚を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関に提供(3/19)。
- ・ 今週以降、国が追加で約19万枚のマスクを医療機関等に配布予定。
- ・ 介護施設等には、今月中に、国が直接、布製マスクを配布する予定(枚数未定)。
- ・ 医療機関・社会福祉施設等に、国から配分される手消毒用エタノールを速やかに配布予定。
- ・ マスク等の品薄状態が続いていることを踏まえ、今回の補正において、国の補助制度を活用したマスク等の購入経費を計上。
- ・ 引き続き、県としても、医療機関などのマスクの不足状況の把握に努めるとともに、災害時の応援協定を締結している企業や卸、販売業者をはじめ、新たな製造業者等に提供の働きかけを行うほか、国に対して調達先の紹介を依頼するなど、必要量の確保に努めていく。

② イベントの延期・中止等の対応 **集団**

- ・ 市町村や民間に対して、感染防止のためイベント延期等を呼びかけ。
- ・ 県が主催するイベント等の開催基準について、適用期間を今月末まで延長。

③ 情報発信、広報の充実 **集団**

- ・ 新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止等について発信。
- ・ 県ホームページのトップページにコロナウイルスに関連した情報を掲載。

- ・ 県内の事業者から聞き取り調査により生活必需品の需給状況を把握し、ホームページに必要な情報を掲載。
- ・ 県内の検査結果状況（累計）をホームページ上で毎日更新。（3/6～）
- ・ 県内の感染発生の概要等についてホームページに記載。（3/7～）
- ・ 患者発生時における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成・配信。
- ・ 引き続き、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター等のあらゆる手段を活用した情報発信をしていく。

（2）相談・検査体制の拡充

① 相談対応の強化 **集団 重症者**

- ・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）の回線数を3月16日（月）から3回線に増設。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの平日夜間と土日の受付を3月16日（月）から対策本部内（本庁）に集約。
- ・ 外国人住民が帰国者・接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語に対応）

② 県内での検査体制の拡充 **集団 重症者 流行期**

- ・ 衛生研究所において、1日最大32検体（概ね16人分）の検査を行う体制から、3月9日以降1日最大48検体（概ね24人分）の検査を行う体制に拡充。
- ・ （株）江東微生物研究所との間で、3月10日付けで検査委託契約を締結し、1日50検体（概ね25人分）の検査体制をさらに拡充。
- ・ 福島市保健所において、3月23日から1日16検体（8人分）の検査体制を確立。
- ・ 今後も、更なる検査体制の拡充に向け、中核市、医療機関及び民間検査機関における検査体制確立に向けた支援・調整を継続。

（3）医療提供体制の拡充

① 患者外来入院等の医療体制の確保 **重症者 流行期**

- ・ 3月23日付けで帰国者・接触者外来を25箇所から27箇所へ拡充。
- ・ 感染症指定医療機関の32床に加え、入院可能な病床として一般病床20床を確保。引き続き、拡大に向けて調整。
- ・ 必要性を見極めながら、医療提供体制の整備に向け、国の制度の活用について調整中。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の
状況分析・提言（3月19日）について（概要）

状況分析

- 日本国内の感染状況については、引き続き持ちこたえているが、一部の地域では感染拡大が見られる。今後、地域において、感染源（リンク）が分からぬ患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと考える。
- 現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという、これまでの方針を続けていく必要がある。

1 クラスター（集団）の早期発見・早期対応

2 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保

3 市民の行動変容（地域の感染状況に応じた感染リスクを避ける行動等）

という3本柱の基本戦略を、さらに維持、必要に応じて強化し、速やかに行わなければならない。

提 言

1 政府及び地方公共団体への提言

- (1) クラスター対策の抜本的な強化（専門人材の確保、地方公共団体間の強力な広域連携の推進、保健所が対策に専念できる人員と予算の投入等）
- (2) 地域住民の行動変容につなげるための自発的な取り組みの実施（首長による独自のメッセージやアラートの発出等）
- (3) 「3つの条件が同時に重なった場」を避ける取組の必要性に関する周知啓発の徹底
- (4) 重症者を優先する医療体制の構築
- (5) 学校等について（地域の感染状況別に対応。感染症対策の徹底等）

2 市民と事業者の皆様への提言

- (1) 3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛のお願い
- (2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について
- (3) 積極的疫学調査へのご協力のお願い
- (4) 高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い皆様へのお願い（持病を考慮した体調管理や、外出の際に感染リスクの高い場所を避ける行動等）
- (5) 高齢者や持病のある方に接する機会のある職業ならびに家庭の方へのお願い（体調確認や、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応等）
- (6) 若者世代の皆様へのお願い（3つの条件が同時に重なる場の回避等）
- (7) 医療従事者の皆様へのお願い（医療機関ごとの役割分担等）
- (8) PCR検査について（必要な検査を速やかに実施等）
- (9) 大規模イベント等の取扱いについて（リスクを判断した慎重な対応等）
- (10) 事業者の皆様へのお願い（従業員の感染予防等）

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言を受けた県の対応

1 専門家会議としての基本戦略の 3 本柱

- ① クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応
- ② 患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保
- ③ 市民の行動変容

2 提言内容（医療体制にかかる部分）

【重症者を優先する医療体制の構築】

■ 重症者を優先する医療体制へ迅速に移行するため、地域の感染拡大の状況に応じて、受診、入院、退院の方針を下記（5点）のように変更する検討を進めるべきである。

- ★ 重症化リスクの高い人（強いだるさ、息苦しさを訴え人）、高齢者、基礎疾患のある方）は、早めに受診。
- ★ 入院治療が必要ない軽症者や無症状の陽性者は自宅療養とする。
- ★ 入院の対象を、持続的に酸素投与が必要な肺炎を有する患者、入院治療が必要な合併症を有する患者その他継続的な入院治療を必要とする患者とする。
- ★ 症状が回復してから退院及び自宅待機にて安静とし、電話による健康状態の把握を行う。
- ★ 症状が軽い陽性者等が、高齢者や基礎疾患がある人と同居し家族内感染のおそれが高い場合は、接触の機会を減らすための方策を検討する。

■ 上記を基本として、地域の実情に応じた、重症度などによる医療機関の役割分担をあらかじめ決めておくことが重要である。

3 提言を踏まえた県の対応（医療体制について）

【重症者を優先する医療体制の構築】

- ① 重症患者に対する診療は、特別の知識や環境、医療機器を要し、人員と資源を継続的に確保することが課題であることから、一般医療機関のうち、どの医療機関が感染者を受け入れるのかあらかじめ決めておく必要がある。

→ 感染症指定医療機関以外に、外来または入院を受け入れる医療機関を増やす。

【現状】 帰国者・接触者外来の数 10 医療機関→27 医療機関
指定医療機関以外の入院受入ベッド数 20 床

【今後の方針】 引き続き医療提供体制の確保に努め、さらなる増加を目指す。

- ② 専門家会議の提言を踏まえ、発生状況に応じた対応方針の変更を見据え、地域の実情に応じ、重症度などによる医療機関の役割分担（軽症者は在宅療養、重症者は高次医療機関、その他は診療所や一般医療機関での診療など）をあらかじめ決めておく。

上記2点について、県保健福祉部及び各保健所が、県医師会や関係機関等と連携しながら、各地域において調整を進めている。

(参考) 県内の現状

本県の現状は、県内発生早期の段階。次の段階が県内感染期になる。

【県内発生早期】

県内発生早期とは、全ての患者の接触歴を疫学調査で行うことができる状態。（県内発生早期でも、国内においては国内発生早期または国内感染期のいずれかとなる。）

【県内感染期】

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期まで

新型コロナウィルス感染症対策に伴う
公立学校の休業措置等について

令和2年3月24日
教 育 総 務 課

I 公立学校における臨時的な休業措置等について

1 休業措置

- ・国を挙げて感染の拡大防止に取り組むべき状況にあること
- ・高等学校の入学者選抜をはじめとした教育上の影響を最小限に抑えること
- ・家庭や福祉事業所等の受け入れ体制にも配慮する必要があることを総合的に勘案し、次の通り対応

(1) 県立学校

- 3月2日から春季休業の開始日までの間を臨時休業とした。
- 卒業式について、感染リスクに配慮して縮小するなどして実施。
- 高校入試（前期選抜及び特色選抜）についても対策を行い実施。

(2) 市町村立学校

- 各市町村の実情に応じ、2町村は3月2日から、郡山市は3日から、その他の市町村は4日に臨時休業に入っている。
- なお、新地町（18日）、南会津町（19日）は学校を再開している。

2 児童・生徒の状況

- 保護者等の状況を考慮し、放課後児童クラブ等のほか、必要に応じ学校でも受け入れるよう要請。
- 臨時休業中の児童生徒の状況に関する緊急調査を実施し、結果を3月12日に公表。学習や生活、健康面の課題が確認された。

[公立小中学校]

- ① 小学生の約82%、中学生の99%以上が自宅等で過ごしている。
- ② 小学校低学年の約33%が学童保育を利用。
- ③ 小学生の約2.6%を学校で受け入れ。

[県立特別支援学校]

- ① 児童生徒の半数は自宅等で過ごし、それ以外の大部分が福祉事業所等を活用、学校で過ごしているのは全体の約6%程度。
- ② 学校で過ごしている児童生徒の半数は小学部の児童生徒であり、中学部、高等部になるにつれて少なくなっている。
- ③ 学校で過ごしている児童生徒の障がい種別で比較した場合、知的障がい特別支援学校の割合が多くなっている。

II 対策会議の開催

3月4日、臨時休業に伴う課題等の把握と意見交換を図るため、こども未来局との連携のもと、小・中学校長、小中PTA及び市町村教育委員会の各代表と対策会議を開催。

以下のとおり課題を確認し、情報共有を図った。

- ① 家庭での学習やストレスを抱える児童生徒への支援
- ② 年度末まで予定していた学習内容への対応
- ③ 感染リスクに配慮した小中学校の卒業式、修了式等の実施
- ④ 修学旅行等の延期に伴うキャンセル料の発生
- ⑤ 児童クラブのスペース不足
- ⑥ 児童クラブでの消毒液・マスク不足

Ⅲ 現時点の取組

1 学習面への対応

- (1) 公立小中学校において、以下の取組で対応
・ 県教育委員会作成「家庭学習スタンダード」「活用力育成シート」「定着確認シート」の活用
- (2) 県立高校において、以下の課題に対し「指導関係Q & A」を作成し各校に配布。
 - ・ 時数補充、成績不振により補充が必要な生徒への対応
 - ・ 進路未決定の生徒への指導
 - ・ 国立2次試験（後期日程）受験生徒への対応 等

2 生活面・健康面への対応

公立小中・高等学校において以下の取組で対応

- ・ 学校から児童生徒及び家庭への定期的な連絡
- ・ 県教育委員会配置スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等
- ・ 「ふくしま24時間子どもSOS」などの電話相談窓口や「ふくしま子どもLINE相談」の活用
- ・ 児童生徒の状況に関する緊急調査に基づき、3月12日に健康チェックや運動の推奨等について市町村教育委員会に通知。
- ・ 3月12日、児童生徒に対する学校の臨時休業に関する教育長メッセージを発出。

3 研修会の開催

3月16日～19日までの間、学校と地域の保健所の連携を密にするため、保健福祉部の協力を得て、公立小・中学校の担当者を対象とした各保健所職員と合同で研修会を開催。

- ・ 参加者 7方部計 404人（小253人、中130人、市町村教委21人）

高校入試・卒業式等を感染リスクに配慮し必要最低限の範囲で実施。

IV 公立学校における教育活動の再開

専門家会議の見解や県内の感染の現状等を踏まえ、県立学校において以下に留意して4月1日より教育活動を再開する旨通知。

- ① 換気、咳エチケット、発熱など風邪の症状があれば登校させない等の徹底など児童生徒及び教職員の感染防止対策を徹底する。
- ② 児童生徒や教職員、その家族等に感染者が発生した場合は、感染者の状況等を踏まえて保健所と相談し、休業の範囲や期間について検討。
- ③ 始業式、入学式等については、感染リスクに配慮して時間の短縮や出席者の限定などに留意する。
- ・ 市町村に対しても同様の対応を依頼。

V 今後の課題

(1) 健康面の対応

児童生徒の日常生活における心身の健康確保

(2) 当面予定している行事について

- ・ 新入生オリエンテーションの実施

・ 修学旅行の延期、遠征や各種イベント等行事の実施の可否

(3) 臨時休業に伴う学習の遅れの対応

以上

県主催イベント等の今後の対応について

令和2年3月24日
危機管理部

○現在、県内における感染者は2例確認されているものの、大規模な感染拡大の傾向にはない状況にある。

○3月19日の専門家会議において、「3つの条件が同時に重なる場所や場面」を徹底的に避ける対策が求められている（別紙チラシ参照）。

<3つの条件>

- (1)換気が悪い密閉空間
- (2)人が密集している
- (3)近距離での会話や発声

○また、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断し慎重な対応を求められており、イベントを開催する際には「3つの感染対策」を十分に注意して行うこととしている。

<3つの感染対策>

- (1)人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
- (2)密閉空間・密集場所・密接場面など、クラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避
- (3)感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
(別紙「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」参照)

○さらに、3月20日の政府の対策本部会議においても、専門家会議の見解を踏まえた対応を呼びかけており、適切な感染予防対策を講じるよう求められている。

○上記を踏まえ、県主催のイベント等に係る開催基準を以下のとおり改め、当面の間、適用することとする。

<県主催イベント等の開催基準>

- ◇全国的な大規模イベント等については、専門家会議や政府から慎重な対応を求められていることを鑑み、原則、規模の縮小、延期または中止とすること。
- ◇入学式や資格試験など、この時期に開催しなければならず、実施日の変更が困難なものは、専門家会議で示された「3つの感染対策」を講じたうえで実施すること。
- ◇その他、多数の参加者が集まるイベント等については、専門家会議で示された「3つの感染対策」を講じることができるか検討したうえで開催の判断をすること。

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

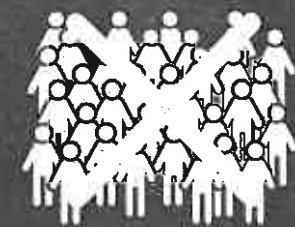
- 食事の提供は、大皿などの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします



を避けて 外出しましょう!



①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

1
2
3

3つの条件がそろう場合
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



資料5

令和2年3月24日
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

新型コロナウイルス感染症対策に関する各部局の取組【概要】

◆ 総務部

- 県政広報媒体を活用し注意喚起。
- 県公式ホームページトップで新型コロナウイルス感染症関連情報を探提供。
- 私立学校等へ注意喚起。
- 総務省関係情報を市町村へ情報提供。
- 都内の開催予定のイベント中止。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、職員が通勤混雑を避けることができるよう臨時的な時差出勤を実施。
 - ・実施時期：令和2年2月28日～同年3月31日まで
 - ・対象者：公共交通機関で通勤する知事部局職員
 - ・実施内容：出勤時刻（7:00～10:00）の4パターン
- 感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止等措置について、別途通知するまでの間延長する旨を通知（3/23）
- 3月30日実施予定の退職者辞令交付式、4月1日実施予定の新採用職員辞令交付式の中止。

◆ 危機管理部

- 消防庁関係情報を各消防本部へ通知。
- 各消防本部及び危機管理部関係団体へ注意喚起。
- 各消防本部に傷病者への対応の具体的手順の再徹底を図るよう通知。
- 感染拡大防止の観点から、県主催のイベント等に係る開催基準策定。（2/27）
- 3月15日までとしていた県主催のイベント等に係る開催基準の適用期間を3月末まで延長（3/13）。

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットラインに、県の現状・対策、具体的な課題等を把握して報告。
- 県内プロスポーツチーム等への注意喚起。
- 福島ファイヤーボンズ福島県スペシャルマッチ（Bリーグ公式戦：2/22（土）～23（日））における感染症対策の実施。
- Jヴィレッジへ注意喚起。
- 統計調査員に対し、リーフレット、Q&Aを添付して注意喚起の通知（3/2）。

◆ 避難地域復興局

- 生活重建支援拠点等の避難者支援団体に注意喚起。

◆ 文化スポーツ局

- NPO法人等関係団体へ注意喚起。
- オリ・パラ大会に向けた新型コロナウイルス感染症に係る政府・競技団体間のネットワーク窓口を設置(2/13)。
- 文化センター、アクアマリンふくしま来館者及び(公財)福島県体育協会を通じた各競技団体への注意喚起。
- 第13回声楽アンサンブルコンテスト全国大会の中止(2/28)。

◆ 生活環境部

- 福島県国際交流協会ホームページで注意喚起。
- 各市町村国際交流担当へ関係情報を周知。
- 在中国県人会等関係団体へ外務省関係情報を周知。
- 旅券室ホームページ(海外渡航情報)で注意喚起。
- 各旅券窓口にて外務省発表情報を掲示。
- 一般社団法人産業資源循環協会及び市町村等に「感染性廃棄物の適正処理に関する注意点等(環境省通知)」を周知。
- 福島県バス協会及びタクシー協会へ注意喚起。
- トイレットペーパー等の品不足について、事業者へ聞き取り調査を実施(3/2)し、冷静な対応への呼びかけを県ホームページに掲載(3/4)。
- J.R常磐線全線開通記念式典(3/14)及び環境創造センターにおけるコミュニケーションフェスティバル(3/29)の中止。

◆ 保健福祉部

- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ関係患者発生時の協力を依頼。
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ注意喚起及び感染が疑われる宿泊者への対応等の通知。(2/7)
- 高齢者施設、障がい者施設、児童施設等へ注意喚起。
- 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知(2/25)
- 県備蓄マスク(一般10万枚、医療3,300枚)を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関へ提供。(2/10)
- 各看護師等養成所、各医療関係職種養成施設へ情報提供と注意喚起。(2/6)
- 社会福祉法人、施設等に対する監査及び実地指導の中止。
- 福祉サービス第三者評価調査者継続・向上研修の中止。(3/12)
- 各火葬場経営者に対し、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて通知(2/28)。

- 新型コロナウイルスの検体検査料について、3/6 から公的医療保険の適用対象となる旨、市町村、国保連合会等関係機関へ通知 (3/5)
- 飲食店営業者等へ衛生環境激変対策特別貸付制度に新型コロナウイルス感染症が適用となることを周知 (3/5)。
- 高齢者施設へのマスク配布 600枚 (3/9)
- 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止策の徹底を部長通知。 (3/8) また、市町村に対しても同様に協力依頼。 (3/9)
- 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染防止の対策事例の共有等に関する部長通知を発出 (3/19)
- 1日最大 32 検体(概ね 16 人分)の検査体制を 1 日最大 98 検体(概ね 49 人分)検査できる体制に強化し、今後も更なる拡充を目指す。 (3/18)
- 各水道事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等の取扱いについて文書発出 (3/19)

◆ こども未来局

- 認可保育所等関係施設等へ注意喚起。
- 母子寡婦父子福祉資金における生活資金（生活安定及び失業に係る貸付）の貸付が可能である旨各市町村及び各保健福祉事務所へ周知（一時的に就労収入が減少ケース）。 (3/2)
- 放課後児童クラブの利用を希望する方へ広く受け入れる体制を整えるよう各市町村へ通知。 (3/3)
- 認可外保育施設等の消毒液等の購入費用を補正予算として計上。(3/19)
- 放課後児童クラブ受け入れ状況の現地確認を実施。3月 19 日現在、30 市町村、122 クラブを確認。 (3/23)

◆ 商工労働部

- 各商工会議所等関係団体へ注意喚起。
- 福島県職業能力開発協会（技能検定試験会場）へ注意喚起。
- 県内企業への影響を調査。
- 国の緊急対策（日本政策金融公庫緊急貸付）と共に利用できる県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））を紹介。
- 雇用調整助成金の特例措置を周知。
- 福島労働局開設の相談窓口を県 HP により周知。 (2/19)
- 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ふるさと福島情報支援センター及びふくしま生活・就職応援センターにて、企業説明会の中止等の影響を受ける学生等の就職活

動の支援。

- 社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設 (3/3)
- 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得に対する国の支援措置について情報収集し運用開始に合わせて周知を行う。
- 県立テクノアカデミーの学生を対象とした訓練を3月4日から春季休業の開始日（3月17日）までの間、臨時休業とする。
- 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化する (3/5)。

◆ 観光交流局

- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）、県旅館ホテル生活衛生同業組合への注意喚起と帰国時検疫への協力を依頼。(1/24)
- 住宅宿泊事業者へ関係患者発生時の協力を依頼。(1/24)
- 福島空港利用者へ中国語表記等で注意喚起。(1/24)
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）へ旅行の中止を念頭においた慎重な判断と旅行者への働きかけを依頼。(2/13)
- 市町村観光担当へ管内観光案内所、観光協会等への注意喚起を依頼。(2/19)
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）へ感染拡大防止対策の周知及び旅行者に正確な情報提供するよう依頼。(2/21、25)
- 市町村観光担当部署・県内旅行業者（旅行業共同協会非加盟）・住宅宿泊事業者に対しQ & Aチラシ周知。(2/26、27)
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）へ当面のイベント等の開催について必要性の検討依頼。(2/28)
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）へ外務省感染危険情報の周知。(2/28, 3/3, 3/9)
- 県旅館ホテル生活同業組合と意見交換を行い、現在の厳しい状況や県への要望を把握し、部内関係課と情報共有 (3/3)。
- 住宅宿泊事業者に対し、届出住宅における新型コロナウイルス感染症への対応について、流行地域を、中華人民共和国湖北省若しくは浙江省又は大韓民国大邱広域市若しくは慶尚北道清道郡に変更する旨周知。(3/4)
- 住宅宿泊事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する支援等について周知。(3/6)
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）に対し、セーフティネット保証5号における宿泊業や飲食業などの追加指定について情報提供。(3/9)
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）に対し、雇用調整助成金の特例措置の要件緩和及び小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援について情報提供。(3/9)
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）に対し、イベント等の開催について中止・延期・規模縮小等の対応を継続する旨周知。(3/11)

- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報（韓国、イラン、イタリア、欧州各国、米国・ワシントン州）について情報提供（3/16）
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う海外のクルーズ船に関して注意喚起（3/16）
- 住宅宿泊事業者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する支援等について周知（3/17）
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報（欧州各国）について情報提供（3/19）
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）に対し、水際対策に係る新たな措置について周知（3/19）
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）に対し、新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報（全世界、エジプト全土、米国全土）について情報提供（3/23）
- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）に対し、第21回新型コロナウイルス感染症対策本部における総理発言等を踏まえた大規模イベント等の取扱いについて情報提供（3/23）

◆ 農林水産部

- 福島県森林・林業・緑化協会等関係団体へ注意喚起。
- フォレストパークあだたら利用者へ注意喚起。
- 農業短期大学校にて学生・教職員に注意喚起。
- 部内出先機関、農林業関係団体へ、県発注工事及び業務における作業従事者等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知（2/28）
- 福島県発注工事及び業務における感染拡大防止対策方針（～3/15まで）を各市町村、農林関係団体に情報提供（3/3）。
- 指定管理者（フォレストパークあだたら及び総合緑化センター）へ、利用者を特定の場所へ集めるイベントの自粛要請。
- 林業関係団体へ、「小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度の創設）及び雇用調整助成金制度」の周知について通知（3/5）。
- フォレストパークあだたらで開催予定の令和元年度福島県もりの案内人及び福島県グリーンフォレスターの認定書交付式（3/8）を中止。今年度の認定者には状況説明し、認定書を郵送。
- 農業短期大学校は、学生の海外農業研修（選択科目）ニュージーランド7日間（3月15日（日）～3月21日（土））を中止。
- 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ通知。（3/17）

◆ 土木部

- 港・空港や公園、県営住宅等関係施設の利用者へ注意喚起。
- 小名浜港、相馬港で保安委員会を開催し関係者へ注意喚起。
- 道の駅設置自治体へ注意喚起。
- 部内出先機関へ県発注工事における作業従業員等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知。また県の対応について各市町村及び建設業関係団体に情報提供。(2/28)
- 福島県発注工事及び業務における感染拡大防止対応方針(～3/15まで)を建設業関係団体に情報提供。(3/3)
上記の措置について、3/19まで延長することとなつたため、部内の出先機関等に対して通知。各市町村及び建設業関係団体にも情報提供。(3/13(金)) ※参考：業務委託6件について、受注者の希望による一時中止措置を行つた。
- 工事現場における配置技術者が育児により現場を離れる必要がある場合、現場への常駐義務を緩和できる等(建設業法)の措置が国から示されたため、庁内各機関、各市町村及び建設業関係団体に周知。

◆ 出納局

- 指定金融機関及び収納代理金融機関に対し注意喚起。

◆ 教育庁

- 県立図書館、美術館等の社会教育施設における感染拡大防止の取組の徹底
- 学校における3月2日から春季休業の開始日までの臨時休業及び必要に応じた児童生徒の受入れ(2/28～)
- 不特定多数を収集するイベント等の中止(2/28～)
- 感染リスクに配慮した卒業式及び高等学校入学者選抜の実施(3/1～)
- 職員が通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施(3/2～)
- 臨時休業中の公立小中学校・県立特別支援学校の児童生徒の状況に係る緊急調査結果の公表及び市町村教育委員会に対する健康チェックや運動の推奨等に関する通知(3/12)
- 児童生徒に対する学校の臨時休業に関する教育長メッセージの発出(3/12)
- 公立小・中学校担当者を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する研修会を開催予定(3/16～3/19)
- 公立学校における4月1日からの教育活動の再開について通知
(3/24)

◆ 病院局

- 各県立病院において、新型コロナウイルス感染疑い患者対応マニュアルを作成し、全職員で共有。
- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止。
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化。
 - ・職員・勤務前に検温を実施。(3/6~)
 - ・面会者・入院患者への面会の禁止・制限(3/9~)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施。
- 通勤混雑に対する臨時的な時差出勤制度や、新型コロナウイルス感染が疑われる場合の服務取り扱いについて周知。(2/28)
- 学校等の臨時休業に伴う診療への影響等を集約し、勤務シフト等の変更を実施。(3/2~)
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整。(3/11~)

◆ 議会事務局

- 職員の通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施(2/28)。
- 傍聴者へ、傍聴時の咳エチケット等の感染予防対策を周知(2/21)。
- 傍聴者の手洗い徹底や咳エチケット励行を各会派へ要請とともに、風邪症状のある方の傍聴を控えるよう周知(2/28)。

◆ 県警察

- 県警ホームページにおける注意喚起(来庁時の感染防止、便乗した詐欺や悪質商法等)
- 警察施設における感染防止対策(消毒液設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃等)

